

# 静岡県ICTエキスパート派遣事業実施要綱

## 第1 趣旨

この要綱は、静岡県が実施するICTエキスパート派遣事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

## 第2 事業目的

本事業は、情報通信技術・データ（以下「ICT等」という。）を行政及び地域において利活用することより、行政サービスの向上や行政事務の改善、豊かで快適な質の高い地域社会の実現に資することを目的とする。

## 第3 事業内容

(1) 本事業は、次の各号に定める静岡県内にある団体等（以下「団体等」という。）が行うICT等を利活用する取組（以下「取組」という。）に対し、第13に定めるICTエキスパートを派遣し、専門的なコーディネート、アドバイス等を行う。

ア 市町

イ 市町教育委員会

ウ 商工会議所又は商工会議所連合会

エ 商工会又は商工会連合会

オ 農業協同組合又は農業協同組合中央会若しくは農業協同組合連合会

カ 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

キ 公益社団法人又は一般社団法人

ク 公益財団法人又は一般財団法人

ケ 特定非営利活動法人

コ その他静岡県企画部デジタル戦略課長（以下、「県」という。）が適当と認める団体

(2) 前項の規定にかかわらず、市町の取組については、参加者が当該取組を実施する市町の職員のみの場合、本事業の対象外とする。

## 第4 取組の計画

(1) ICTエキスパートの派遣を受けようとする団体等は、別に定める日までに、県にICTエキスパート派遣事業取組実施計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）を提出するものとする。

(2) 前項の計画を変更する必要がある場合には、速やかに県にICTエキスパート派遣事業取組変更計画書（様式第1号）を提出するものとする。

## 第5 派遣の申請

(1) ICTエキスパートの派遣を受けようとする団体等の代表者は、別に定

める日までに、ICTエキスパート派遣申請書(様式第2号)により県に申請するものとする。

- (2) 県は、本事業について、必要に応じ、団体等及びICTエキスパートに対し、取組の実施状況等に関するヒアリング又は意見交換を実施することができる。

## 第6 派遣の決定及び通知

- (1) 県は、計画書及びICTエキスパート派遣申請書に基づき派遣の可否を審査し、適当であると判断した場合は、予算の範囲内でICTエキスパートの派遣を決定するものとする。
- (2) 県は、前項の規定によりICTエキスパートの派遣を決定したときは、ICTエキスパート派遣決定書(様式第3号)により、派遣を申請した団体等に通知するものとする。派遣をしないことを決定したときは、別途通知する。
- (3) 県は、第1項の規定によりICTエキスパートの派遣を決定したときは、ICTエキスパート派遣通知書(様式第4号)により、当該派遣に係るICTエキスパートに通知するものとする。

## 第7 取組の変更

- (1) ICTエキスパートの派遣が決定された取組の内容又は派遣されるICTエキスパートの変更を希望する団体等は、あらかじめICTエキスパート派遣変更申請書(様式第2号)により県に申請し、承認を受けなければならない。なお、変更の申請が必要な場合については、別に定める。
- (2) 県は、前項の規定により変更を承認したときは、ICTエキスパート派遣変更決定書(様式第3号)により、団体等に通知するものとする。変更を承認しないときは、別途通知する。
- (3) 県は、第1項の規定による変更の承認を行った場合には、ICTエキスパート派遣変更通知書(様式第4号)により、当該変更に係るICTエキスパートに通知するものとする。

## 第8 決定の取消し

- (1) 県は、団体等が次のいずれかに該当すると認められる場合において、第5(1)の申請の内容(第7第(1)の変更が生じた場合は、その変更後の内容)の全部若しくは一部を取り消し、又は変更を指示することができる。
  - ア 団体等が、本要綱又はこれに基づく処分若しくは指示に違反した場合
  - イ 派遣の決定後に生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合
  - ウ 団体等が、取組に関して不正、怠慢その他の不適當な行為をした場合
- (2) 県は、前項の規定により派遣内容の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する場合は、ICTエキスパート派遣決定取消通知書(様式第5号)によ

り団体等及び当該取消に係るICTエキスパートに通知するものとする。

## 第9 派遣回数

各団体等における1年度当たりのICTエキスパートの派遣は、5回までとする。ただし、県が必要と認める場合は、この限りでない。

## 第10 実績の報告

- (1) ICTエキスパートの派遣を受けた団体等は、取組実施日から起算して15日以内又は実施日の翌月5日のいずれか早い日までに、ICTエキスパート派遣事業取組実施報告書(様式第6号)により、県に報告するものとする。
- (2) 派遣されたICTエキスパートは、取組実施日から起算して15日以内又は実施日の翌月5日のいずれか早い日までに、ICTエキスパート派遣事業取組実績報告書(様式第7号)により、実施内容等について県に報告するものとする。

## 第11 費用の負担

- (1) ICTエキスパートの派遣に要する費用は、原則として、県が負担するものとする。
- (2) 前項の費用は、次のとおりとする。
  - ア 報償費 別に定める額とする。なお、報償費には、事前準備及び事後処理の事務に対する報償を含むものとする。
  - イ 旅費 「特別職の職員当の給与等に関する条例の運用について(通知)(昭和46年8月30日付け人第106号)」別表第2に掲げる基準により別に定める額とする。
- (3) 国家公務員、地方公務員又はそれらに準ずる者については、第11(2)の規定にかかわらず第11(2)イの旅費のみを支払うものとする。

## 第12 費用の支払

県は、ICTエキスパートの派遣を受けた団体等から第10の規定により報告書の提出があったときは、速やかに第11に規定する費用を当該派遣に係るICTエキスパートに支払うものとする。

## 第13 ICTエキスパートの定義

ICTエキスパートは、次の各号に掲げるICT及びその利活用等に係る知識及び経験が豊富にあり、第14で登録された者とする。

- (1) スマートデバイス
- (2) I o T
- (3) 超高速ブロードバンド

- (4) ビッグデータ
- (5) クラウドコンピューティング
- (6) ブロックチェーン
- (7) AI（人工知能）
- (8) 音声等認識技術
- (9) マイナンバーカード
- (10) 仮想現実(VR)・拡張現実(AR)
- (11) オープンデータ
- (12) その他第2に定める目的に資するICT

#### 第14 ICTエキスパートの登録

- (1) 県は、ICTエキスパートを公募の方法により募集し、登録するものとする。
- (2) ICTエキスパートの登録を受けようとする者は、ICTエキスパート登録申請書(様式第8号)を県に提出するものとする。
- (3) 登録に当たっては、第3(1)の各号で定める団体等の推薦を必要とするものとする。
- (4) 県は、ICTエキスパート登録申請書に基づき登録の可否を審査し、その結果について別途通知する。

#### 第15 ICTエキスパートの登録期間及び期間の延長

- (1) ICTエキスパートの登録期間は、登録した日から、登録した日が属する年度の3月31日までとする。
- (2) 登録された者のうち、翌年度の3月31日まで登録期間の延長を希望する者は、別に定める日までに、登録継続意向確認書(様式第9号)を県に提出し、県による登録継続の承認を受けるものとする。なお、継続の回数に限度は設けない。

#### 第16 ICTエキスパートの禁止行為等

ICTエキスパートの禁止行為等については、別に定める。

#### 第17 ICTエキスパートの登録取消し

県は、ICTエキスパートが次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 第16の禁止行為等に違反したとき(違反の程度及び本事業に及ぼす影響の度合いが軽微であると県が認める場合を除く。)
- (2) 正当な理由なくその業務に応じないとき。
- (3) その業務を遂行することが困難であると認められたとき。
- (4) 県からの信頼を著しく損ねることとなったとき。

- (5) 本人から登録取消しの申出があったとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) その他登録を取り消すべき事情が生じたと県が認めるとき。

#### 第18 本事業に関する事務等

- (1) 本事業に関する事務については、デジタル戦略課が所管する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

##### 附 則

この要綱は、平成19年4月6日から施行する。

この要綱は、平成19年9月5日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

この要綱は、平成29年3月9日から施行する。

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この改正前に従前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当の様式により取り扱ったものとみなす。